

大湊かっぱ祭り実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は大湊かっぱ祭り実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は大湊かっぱ祭りを実施することにより、大湊区住民の連帯と親睦を深め、さらに大湊区の活性化を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大湊かっぱ祭りの企画・イベントに関すること。
- (2) 大湊かっぱ祭りの実施運営に関すること。
- (3) 大湊かっぱ祭りの協賛に関すること。
- (4) その他その目的達成に必要な事業

(委員及び組織)

第4条 本会の実行委員は、大湊区の各団体より選出された者および本会の目的に賛同する住民で組織する。

2 本会の目的を達成するため、地区委員会を組織する。

(役員及びその任務)

第5条 本会に次の役員をおき、任期は1年とし、次回役員が就任するまでとする。ただし再任を妨げない。欠員を生じたときにおける後任者は前任者の残任期間とする。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 部会長 各部会1名
- (4) 監査 2名

2 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副実行委員長は、会長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、各部会業務を統括する。
- (4) 監査は、本会の事業と会計を監査する。

(役員の選任)

第6条 本会の役員は委員の中から次により選任する。

- (1) 実行委員長は、本会の実行委員より選出し、実行委員会の承認を得るものとする。
- (2) 副実行委員長は、本会の実行委員より選出し、実行委員会の承認を得るものとする。
- (3) 部会長は、本会の実行委員より選出し、実行委員会の承認を得るものとする。
- (4) 監査は実行委員長が選任し、実行委員会の承認を得るものとする。

(顧問及び補佐役)

第7条 本会は運営及び事業遂行について助言者、支援者として、顧問、事務局補佐を必要に応じて置くことができる。

2 顧問、事務局補佐は、運営委員会の承認を得て実行委員長がこれを委嘱する。

(事務局)

第8条 事務局は大湊コミュニティプラザに置き、事務を処理する。

2 事務局に運営委員会の承認を得て事務局員を置くことができる。

3 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 事務及び財務の管理
- (2) 実行委員会、運営委員会、幹事会、地区委員会の運営
- (3) 事業計画、収支予算、決算その他関係議案の作成
- (4) 渉外、契約等窓口業務
- (5) 各部会の連絡調整及び各部会に属さない事項の処理、その他

(会議の種別)

第9条 会議は実行委員会、運営委員会、幹事会、部会及び地区委員会とする。

2 実行委員会は、実行委員長が招集し、議長は運営委員から互選により選出する。

(1) 実行委員会は実行委員を構成員とし、年2回以上開催する。

(2) 実行委員会は、最高決定機関として次の事項を審議する。

- ① 役員の承認
- ② 事業計画、予算、決算その他の重要事項の承認
- ③ 会則変更の承認

3 運営委員会は、実行委員長が招集する。

(1) 運営委員会は、正副実行委員長、部会長をもって構成する。

(2) 運営委員会は、基本方針を策定し、各部会事業計画及び予算・決算案を実行委委員会に諮るための確認を行う。

4 幹事会は、必要に応じ実行委員長が招集し、議長は事務局長が行う。

(1) 幹事会は、正副実行委員長、部会長、幹事により構成する。

(2) 幹事会は、意志決定機関とし、各部会事業計画及び実施についての具体策を策定し、実行委員会に諮り承認を得る。

5 部会は事業活動を実施並びに推進するための組織とし、必要に応じ担当部会長が召集し、議長は部会長とする。

(1) 部会は各団体からの推薦による実行委員により構成する。

(2) 部会に担当幹事及び副幹事を置く。

(3) 部会は、事務局を含み、イベント部会、流し山車みしこ部会、ボランティア部会とし、必要に応じ増減することができる。

6 地区委員会は実行委員長が招集し、事業計画等を説明、確認する。

(1) 地区委員は、各町内会の町内会長と公民館運営委員で構成する。

(議決及び定足数)

第 1 0 条 会議は過半数以上の出席によって成立する。

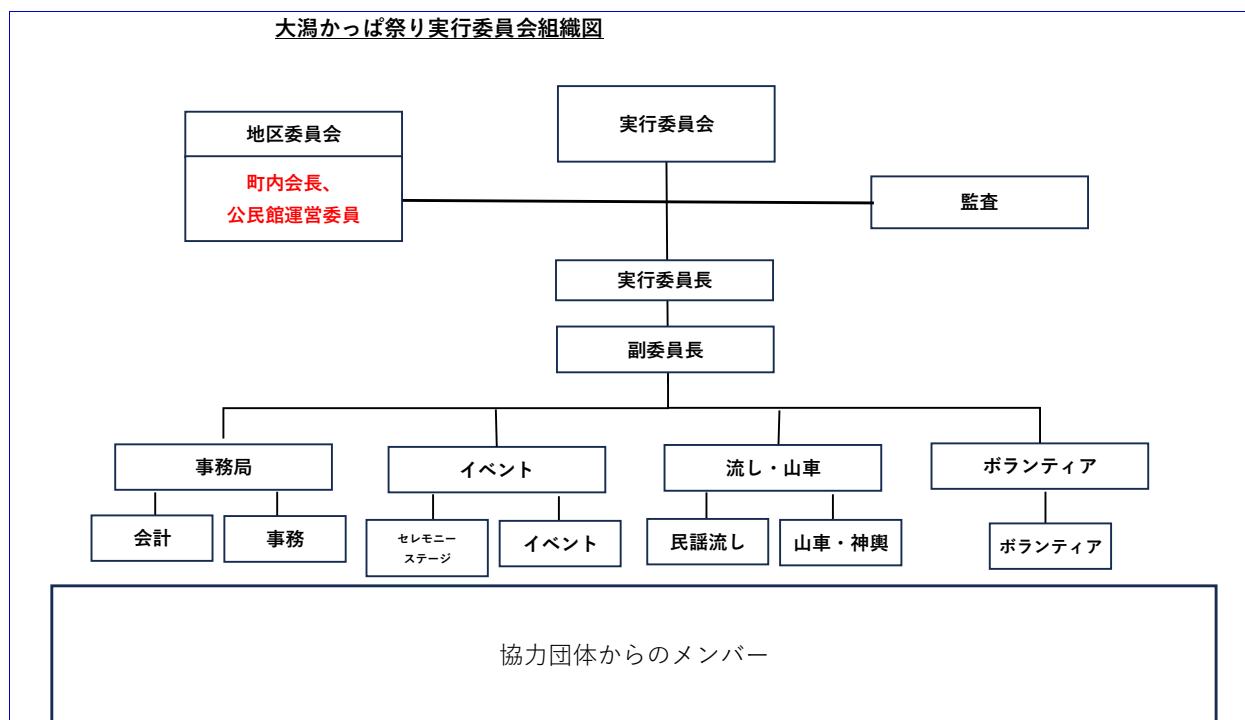
2 会議の議決は出席者の過半数以上の賛成により成立する。

3 可否同数のときは議長が決定する。

(経費及び会計年度)

第 1 1 条 本会の経費は補助金及び協賛金等をもって充てる。

2 会計年度は毎年 1 0 月 1 日に始まり、翌年 9 月 3 0 日に終わる。



本会の会則は平成 2 年 5 月 11 日から実施する。

平成 9 年 5 月 26 日一部改正

平成 11 年 3 月 2 日一部改正

平成 12 年 5 月 22 日一部改正

平成 15 年 2 月 27 日一部改正

平成 16 年 12 月 13 日一部改正

平成 17 年 12 月 21 日一部改正

平成 19 年 3 月 26 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 4 月 15 日一部改正

平成 25 年 1 月 21 日一部改正

令和 5 年 1 2 月 1 3 日 一部改正